

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

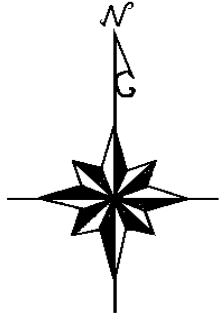
市道廃止申請に伴い路線を廃止する必要が生じたので、道路法第10条第3項で準用する同法第8条第2項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定にもとづき、次の市道路線を廃止する。

路線名	起 終	点 点	備 考
青1256号線	青梅市東青梅5丁目18番10 青梅市東青梅5丁目18番10		別記図面 表示のとおり

市道路線廃止略図



青梅市東青梅5丁目地内



廃止する市道路線

延長

28.36メートル



議案第100号付属資料

市道路線の廃止資料

議案 番号	路 線 名	延 長 m	幅 員 m	道路部幅員 m	面 積 m ²	道路部面積 m ²
100	青1256号線	28.36	3.00	2.79	79.12	79.12